

障障発 0517 第 2 号
平成 25 年 5 月 17 日

都道府県 }
各 指定都市 } 障害保健福祉主管部局長 殿
中核市 }

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長
(公印省略)

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の
施行に伴う留意事項について

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律
(平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。)については、平成 25 年 4 月 1
日に施行され、法第 5 条に基づく障害者就労施設等からの物品等の調達の推進
に関する基本方針(以下「基本方針」という。)が同年 4 月 26 日に公布された
ところですが、法の施行に伴う留意事項について下記のとおりお示ししますの
で、十分御了知いただくとともに、管内市町村(特別区を含む。)及び地方独立
行政法人、関係機関、関係団体等に対する周知について特段の御配慮をお願い
いたします。

記

1 調達方針の作成について

法第 9 条第 1 項において、都道府県、市町村及び地方独立行政法人(以下「地
方公共団体等」という。)は、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達
の推進を図るための方針(以下「調達方針」という。)を作成しなければならない
こととされていますので、平成 25 年度の調達方針が未作成の地方公共団
体等にあつては、できるだけ早く作成していただくようお願いいたします。

なお、平成 26 年度以降の調達方針の作成に当たっては、当該年度の前年度
末までに作成し、公表いただくことが望ましいと考えておりますので、御留意
ください。

2 調達実績の取りまとめについて

基本方針においては、地方公共団体等における障害者就労施設等からの物品等の調達実績については、厚生労働大臣が、都道府県の協力を得て、国等の概要に準じてとりまとめ、公表することとされています。このため、各都道府県には、各年度の終了後、都道府県（出先機関を含む）、管内市町村及び地方独立行政法人の調達実績を取りまとめ、厚生労働省に御報告いただきたいと考えております。

平成 25 年度分の調達実績の取りまとめについては、平成 26 年 4 月以降に各都道府県あてに依頼させていただく予定ですが、その際の報告様式案は別紙のとおりですので、当該様式の記載事項について把握していただくようお願いいたします。

また、調達実績の取りまとめに当たっては、以下の点に御留意いただきますようお願いいたします。

(1) 共同受注窓口の取扱いについて

基本方針においては、物品等の調達に関して障害者就労施設等にあっせんし又は仲介する等の業務を行う共同受注窓口については、契約上障害者就労施設等からの直接の調達とはならない場合であっても、結果的に障害者就労施設等が供給する物品等の調達となっている場合には、障害者就労施設等からの物品等の調達に準じて取り扱うものとするところとされているところです。

このため、個々の障害者就労施設等からの直接の調達とならない場合であっても、障害者就労施設等で構成された共同受注窓口との物品等の調達に係る契約については、法における障害者就労施設等からの調達実績に含めて集計していただくようお願いいたします。

(2) 法における障害者就労施設について

法第 2 条第 2 項に規定する障害者就労施設には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 171 号）第 203 条に規定する基準該当就労継続支援 B 型事業所（※）、及び第 94 条に規定する基準該当生活介護事業所も含まれるため、御留意いただきますようお願いいたします。

（※）基準該当就労継続支援 B 型事業所とは、指定障害福祉サービス事業所としての基準は満たさないが、都道府県の条例で定める一定の基準を満たすと認められる事業を行う事業所のうち、社会福祉法に基づく授産施設、生活保護法に基づく授産施設が提供するものが該当します。

3 随意契約の活用について

「地方自治法施行令等の改正に伴う留意事項について」（平成 20 年 2 月 26 日付障地発 02260001 号、障障発 02260001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課地域生活支援室長・障害福祉課長連名通知）において周知したとおり、地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成 20 年 2 月 14 日政令第 25 号）により、地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号において、地方公共団体が随意契約することができる範囲として、地方公共団体の規則等で定める手続により障害者支援施設等から役務の提供を受ける場合が追加されているところですので、適切に運営されるよう、御配慮をお願いいたします。

4 障害者就労施設等の情報提供について

法第 11 条において、「障害者就労施設等は、単独で又は相互に連携して若しくは共同して、その供給する物品等の購入者に対し、当該物品等に関する情報を提供するよう努める」こととされていますが、地方公共団体等においても、障害者就労施設等が供給する物品等の情報をホームページに掲載するなどして、購入者である官公庁等の発注の円滑化を図るよう、情報提供をお願いいたします。

5 その他

(1) 独占禁止法に係る留意事項について

共同受注窓口が個々の障害者就労施設等の機能又は活動を不当に制限するなどした場合、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触するおそれがあることについて、十分御留意いただくとともに、共同受注窓口に対しても周知をお願いいたします。

(2) 庁内の連携について

障害者就労施設等からの物品等の調達を庁内の関係部局が一体となって効果的に推進していくためには、各機関間の円滑な連絡調整、推進策の検討等を行うことが重要です。このため、例えば、連絡会議を設置するなど、関係部局、各機関間の連携に努めていただくようお願いいたします。

(3) 民間企業からの発注を増大させる取組について

障害者の働く場に対する発注促進税制について民間企業への周知を図るとともに、共同受注窓口と連携し、民間企業からの障害者就労施設等への発注を増大させる取組を行うことに努めていただくよう、お願いいたします。